



JASDAQ

平成28年5月26日

各 位

会 社 名 **ソレキア株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 義和
(JASDAQ・コード番号 9867)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役総務部長 針生 貞裕
電 話 03-3732-1131

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の当社第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役および監査役に社内外を問わず広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、取締役および監査役の責任を法令の定める範囲で一部免除することができる旨の規定を、変更案第28条第1項および変更案第36条第1項のとおり新設するものであります。
 - (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、変更案第28条第2項および変更案第36条第2項のとおり、その一部を変更するものであります。
- なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年6月29日 (水)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日 (水)

以 上

現 行	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第36条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>

以 上